

一人に一つ

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)



社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」)が平成28年1月から始まります。今号では、マイナンバー制度の概要を紹介します。

▼マイナンバー制度とは

国民の利便性を高め、公平な社会を実現することを目的とした制度です。

住民票を有するすべての方に12桁の番号(マイナンバー)が割り当てられ、行政機関や地方公共団体などの複数の機関において、同じ人の情報を結び付けて、相互に情報の活用を行います。

▼マイナンバー制度のメリット

- ◆公平、公正な社会の実現
所得やほかの行政サービスなどの受給状況などを把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受ける事を防止できるようになります。
- ◆国民の利便性の向上
各種申請書などの添付

これからの主なスケジュール

平成27年10月	市民の皆さんにマイナンバーをお知らせする「通知カード」を郵送します。
平成28年1月	各種申請書などにマイナンバーの記入が始まります。
	希望する方へ「個人番号カード」の交付を開始します。 ※既にお持ちの「住基カード」は有効期限まで利用できます。ただし、「個人番号カード」との重複所持はできません。
平成29年1月	国の機関でマイナンバーを通じた情報連携が始まります。
平成29年7月	地方公共団体でマイナンバーを通じた情報連携が始まります。

書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

◆行政事務の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

▼マイナンバーの利用範囲

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、税の手続きなど、法律に定められた事務に限って利用します。

▼個人情報の保護について

社会保障、税、災害対策の手続きに必要な場合など、法または条例で定められている場合を除き、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることは禁止されています。市がマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する

際は、個人のプライバシー等への影響やリスクを予測・分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じ、措置内容を評価書にまとめて公表します。

▼ホームページ及びコールセンター

◆ホームページ
内閣官房「社会保障・税番号制度」のホームページで、マイナンバー制度の詳細、最新情報、よくある質問などが確認できます。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangosei.do/>

◆コールセンター

政府では、マイナンバー制度に関する問い合わせに対応するマイナンバーコールセンターが開設されています。
☎0570・20・0178
(9時30分～17時30分、土日・祝日を除く)

マイナンバー制度については、皆さんの理解を深めるために、今後回数回に分けて掲載します。

問い合わせ／市総務課総務統計グループ
☎23・6406

幼稚園児も対象になります 給食費助成制度

市では、平成26年度から小・中学生がいる世帯に対し、給食費助成制度を実施しています。子育て支援の充実を図るため、今年度から対象範囲を拡大し、幼稚園児も対象になります。

▼給食費助成制度とは

幼稚園や小・中学校に通っている方
①お子さんが5月1日現在、稚内市に住んでいること
②5月2日以降に転入された世帯は、翌年度から対象となります。
③9月分までの給食費が納付されていること
④世帯全員の「平成27年度市民税所得割課税額」の合計が7万7100円以下の世帯

対象者

次の条件をすべて満たしている方
①お子さんが5月1日現在、稚内市に住んでいること
②5月2日以降に転入された世帯は、翌年度から対象となります。
③9月分までの給食費が納付されていること
④世帯全員の「平成27年度市民税所得割課税額」の合計が7万7100円以下の世帯

申請の期限

8月31日(月)まで
※学校単位での申請になりますので、小学校と中学校に兄弟がいる場合は、それぞれの学校に提出してください。

【交付】

申請者の給食費助成交付対象の有無は、交付となる世帯の9月分までの給食費の納付状況を確認後、「助成金交付決定書」を10月下旬頃に送付します。

年度内の給食費納付と助成の流れ



9月分までの納付を確認し、市が残り6か月分の給食費を助成

■助成の対象にならない方
既に生活保護や就学援助の認定を受けている世帯は対象外です。
※平成27年度内に認定が解除になった世帯は、中学校給食センターまで連絡してください。

問い合わせ／市学校給食センター
☎33・6513
(8時～16時)

■申請から交付までの流れ
【申請】
申請書は7月に幼稚園や各学校を通して配付します。※申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れてお子さんが通う学校等に提出してください。